

公共工事 CM 標準約款等に係る主な論点について (素案)

公共工事における CM 方式の契約のあり方について主な論点の具体的な項目は、以下のとおりであるが、これらの検討に当たっては、

- ① 会計法令やこれに関係する通達などとの整合を図る必要があること
- ② 公共工事に特有のシステム (発注者の指示、著作権の帰属等) の存在を念頭に置く必要がある。

また、CMR の業務範囲の検討の前提として、

- ③ 企画、発注、設計、施工、検査等公共工事の一連のプロセスのどの段階に CMR が関与することを想定するのか整理する必要がある。

1. 甲乙間の権利義務及び責任分担について

(全体構成)

- ・ CM 協会標準約款においては、契約書、標準約款及び業務委託書で構成されているが、公共工事においては、契約書 (及びこれに付随する標準約款)、共通仕様書及び特記仕様書の 3 本構成となっている。
- ・ 公共工事の発注の現状を踏まえ、CM 協会の業務委託書のうち、採用が必須な項目については、共通仕様書に記載し、選択的に採用する項目については、特記仕様書に整理するか、業務委託書として整理するか検討する必要がある。その際には、公共発注として取り入れやすいか、業務委託に必要な事項が網羅されているかといった観点から検討すべきではないか。
- ・ 共通仕様書・特記仕様書として整理する場合には、CM の業務範囲が契約により大幅に異なることから殆どの事項が特記仕様書マターとなること、業務委託書として整理する場合には、公共工事の特性を踏まえた必須項目と選択項目の分別が必要なことに留意するべきではないか。

(発注者の指示・変更権限)

- ・ 公共工事に係る既存の約款 (工事監理等) においては、発注者の指示権限、その判断に基づく条件変更、設計変更等を認めている一方、増加費用を発注者の負担としている。
- ・ 公共工事 CM 標準約款においても、増加費用を発注者の負担とすることを前提として、発注者の判断による指示、変更等を認めるかどうか検討する必要がある。予算額、単年度主義の制約から、発注者の指示、変更等を認めることも考えられるが、増加費用について受発注者の判断が異なる場合があり、発注者の判断した増加費用に対して受注者が裁判等で争う権利を奪えないことに留意する必要がある。
- ・ また、発注者の指示、変更等の権限に関する検討に当たっては、CMR によって、従う義務がある指示なのか判断が可能であることも主要な視点である。

(再委託の承認)

- ・ 公共工事標準請負契約約款では下請への請負について発注者の承諾を要件としていないが、直轄営繕工事に関する設計、工事監理等の業務契約については一部再委託について承諾を要件としている。
- ・ これは工事についてはゼネコンの一括請負を念頭においているが、業務契約については発注者との信頼関係に基づき受注者が自ら実施することを前提としていると考えられており、CM業務についても、一部再委託を発注者の承諾を要件とするかどうか検討する必要がある。

(会計法令に基づく規定)

- ・ 公共工事に係る既存の約款（工事監理等）においては、会計法令に基づき、検査等、部分払い、契約保証等に係る規定が設けられており、公共工事CM標準約款においてはこれらの規定が必要となる。
- ・ また、会計法令には直接の規定がないが、既存約款においては、検査等の前提として、管理技術者の設置等に係る規定を、また、談合防止等のため、違約金特約条項を設けており、公共工事CM標準約款においてもこれらの規定が必要ではないか。

(損害賠償)

- ・ 工事監理契約の約款では、受注者の債務不履行に対する損害賠償については、契約関係を維持したまま認めている。これは発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するため、受注者の交代による休止期間や引継ぎに伴う混乱を避けるための規定である。
- ・ 一方、発注者の債務不履行による損害賠償について、公共工事に係る既存の約款（工事監理等）においては、契約を維持したままでの請求は、設計変更、履行期間の短縮、支払遅延等を限定列挙している。これらを除く契約違反に対する損害賠償については、発注者の契約違反により契約履行が不可能になったこと等契約書に規定する受注者の解除権の行使を前提としており、契約関係を維持したままの損害賠償請求を認めていない。
- ・ この規定は、公共工事の性質に鑑み、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するため、信頼関係が維持できない場合には、解除した上で精算することとしたものと考えられる。
- ・ 工事監理契約の約款では、このように発注者と受注者において行使できる損害賠償請求権に差異があるが、公共工事CM標準約款においても、公共工事の確実な履行を優先するため、公共工事における既存の約款（工事監理等）を踏襲することに合理性があるかどうか検討する必要がある。

(解除権)

- ・ 解除権については、相手方の責任による契約違反、違反の未是正等が公共工事に係る既存の約款（工事監理等）やCM協会標準約款に盛り込まれているが、CM協会標準約款等においては協議の未成立による解除も認めている。

発注者の指示による契約変更を認める場合はこのような解除事由は不要と考えられ、当該論点とセットでその取扱いについて検討する必要がある。

(著作権の帰属等)

- ・ 公共工事に係る既存の約款のうち、工事監理業務に係るものについては、業務から著作物は発生しないとの考え方に基づき著作権の帰属について明文の規定を置いていないが、設計業務に係るものにおいては、著作権が発注者に帰属することとしている。一方、CM協会標準約款においては、著作権が受注者に帰属することとしており、両者の考え方に差異が見られる。今後の検討においては、CM業務でどのような著作権が発生するのかを詳細に検討した上、その帰属のあり方について検討する必要がある。
- ・ CM業務で発生する著作権としては一般的に報告書が想定されるが、アカウントビリティ、情報公開、議会対応、会計検査等の公共発注に特有の事情があり、報告書の著作権(複製権等)が発注者に帰属しない場合は実務上の支障があることに留意する必要がある。発注者が報告書を公表する場合の要件や発注者による一方的な報告書の修正を認めないなどのルールを整理する必要がある。一方、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)については発注者への譲渡の対象とならないことから、受注者による著作者人格権の行使ルールについても整理する必要がある。

2. CMRの業務範囲及び発注者が行う発注・監督・検査への関与について

(発注業務)

- ・ 公共調達の発注業務に関しては、CMRへの委託は、発注者が行う発注業務の補助業務に限られる。
- ・ 国は、会計法等に基づき、契約担当官及び支出負担行為担当官が自ら発注業務を実施することとされており、CMRが設計者又は施工者を選定することはできない。
- ・ 地方自治法等においても、首長又は職員が自ら発注業務を行うこととなっており、国の調達と同様と解される。
- ・ 公共調達の発注業務に関しては、調達方式等について、会計法令の規定に従って、発注者に助言する必要がある。
- ・ 会計法令において競争に付すことを原則として調達方式が規定されており、CMRが行う補助業務においてはこれらの法令を踏まえて発注者に対して助言を行う必要がある。また、会計法令に基づく予定価格制度、低入札価格調査制度等や、入札契約適正化法に基づく情報公表の義務付け、官公需法に基づく中小建設業者の受注機会の確保等は公共調達に独自の制度であり、同様の対応が必要である。

(監督・検査業務)

- ・ 監督・検査職員は会計法令に基づき置かれ、契約の適正な履行を確保するた

めに必要な監督・検査業務を担当しており、監督・検査業務に関しては、CMRへの委託は発注者が行う業務の補助業務に限られる（発注業務と同様）。

- ・ 会計法等においては、監督・検査業務を委託することは法的に可能であるが、これまでの検討においては、あくまで監督・検査業務の補助を委託することを前提としている。補助業務として位置付ける場合には、CMRが施工者等に対して直接指示を出すことはできない。また、監督・検査業務に関連して、関連工事間の調整、工程管理等も委託可能な業務範囲に含まれる。

（工事監理業務又は施工監理業務）

- ・ 工事監理業務や施工監理業務については、工事に密着した業務であることから、CMRへの委託はオプション項目として整理することが適当ではないか。
- ・ 工事監理業務については、建築士法上、建築士でなければできない業務とされていることから、工事監理業務を委託するCMRは建築士（又は建築士事務所）であることが必要である。
- ・ なお、建築士法に基づく工事監理業務と会計法等に基づく監督業務は、その内容が一部重なるものの分離可能であり、建築工事監理業務委託契約書等においては、工事監理業務を単独で委託する構成となっている。

この資料における用語

会 計 法 令：「会計法等」及び「地方自治法等」

会 計 法 等：「会計法」及びこれに基づく政省令

地方自治法等：「地方自治法」及びこれに基づく政省令